

## ～令和7年度雪害対策緊急支援事業～

# 「令和7年度雪害施設等復旧支援事業費補助金」概要

鹿角市では、令和7年12月からの大雪により被害を受けた農業生産施設（パイプハウス）について生産体制の早期再建のため施設復旧を行う農業者等に対し、秋田県との協調補助により、次のとおり支援を行います。

### 【補助対象】

次の項目全てに該当する施設の復旧を図る農業者及び農業法人

- ・令和7年12月27日以降に被害を受けたパイプハウス及び付帯施設
- ・農畜産物の生産に供する施設 ※器具庫等として使用する場合は対象外です
- ・鹿角市長から被害認定を受けた施設

→秋田県の「雪害対策緊急支援事業（令和7年12月からの大雪分）実施要領」に基づき、事前に鹿角市に被害認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。  
認定には市が被害状況を確認している必要がありますので、未報告の場合は、至急、鹿角市農業振興課へ報告してください。（※農業共済加入施設は確認済です）

### 【対象経費】

対象施設の復旧に要する資材費、施工費、撤去費及び付帯設備等復旧費（税抜き額）  
※自力施工に係る人件費は対象外です。

なお、対象経費には県の実施要領により下記上限額の設定がありますが、協議により上限を超えて対象となる場合があります。詳しくは市の担当までお問い合わせください。

#### ○上限事業費（1㎡あたり）

事業項目	施設の種類	上限事業費(税抜き)
補修及び資材費	水稻育苗用無被覆パイプハウス	7,503 円/㎡
	水稻育苗用被覆パイプハウス	8,090 円/㎡
	園芸用無被覆パイプハウス	13,636 円/㎡
	園芸用被覆パイプハウス	14,223 円/㎡
	比内地鶏用パイプハウス	13,019 円/㎡
解体撤去費	（共通）	1,078 円/㎡
組立費	（共通）	1,818 円/㎡

### 【補助率等】

#### 対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

〔県補助分 1/3 以内、市補助分 1/6 以内でそれぞれ千円未満切り捨てとし、合計した額〕  
(注) 農業共済や他の補助金等が支払われる場合は、本補助金と共済金等の合計額が復旧事業費を超えないよう、本補助金の額を調整します。

### 【申請書等提出期限】

令和8年6月30日（火）まで ※厳守

※県の事業承諾を得る必要があるため、期限後の申請は受け付けかねます。  
復旧経費の見積書が必要ですので、業者にはお早めにご相談ください。

〔提出書類〕

- 令和7年度雪害施設等復旧支援事業費補助金交付申請書
- 農業者等別被害認定申請書・事業参加申込書
- 対象施設の位置図
- 対象経費に係る見積書の写し又は経費の内訳を証明する書類
- 対象施設の写真（破損状況が確認出来るもの）

【その他】

- 補助金の申請前に着工したのも対象となります。（復旧後の申請も可能です）
- 補助金の額を確定するにあたり、対象施設の農業共済加入状況及び支払い状況について把握する必要があるため、補助金交付申請時に秋田県農業共済組合からの確認について同意をいただきます。（申請書に押印が必要です。）
- その他補助要件等の詳細については、秋田県の実施要領によります。

申請方法や支援内容等ご不明な点がございましたら、鹿角市農業振興課まで直接ご相談ください。

◎申請書類は市ホームページ（下記）からダウンロード可能なほか、市役所窓口にも配置しております。

（ホームページ URL）

<https://www.city.kazuno.lg.jp/soshiki/norin/kodawarisakumotsusuisin/gyomu/4/14329.html>

（QRコード）



〔問い合わせ先〕

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市役所（2階）農業振興課 ブランド作物推進班 ☎ 30-0243